

中間前金払制度の導入について

1. 制度概要

公共工事受注者の資金調達の円滑化を図るため、建設工事において、当初の前払金（請負額の40%以内）を支払った後、施工の中間時期に一定の要件を満たしている場合、請負額の20%以内を追加して支払うことができる制度です。

2. 対象となる工事

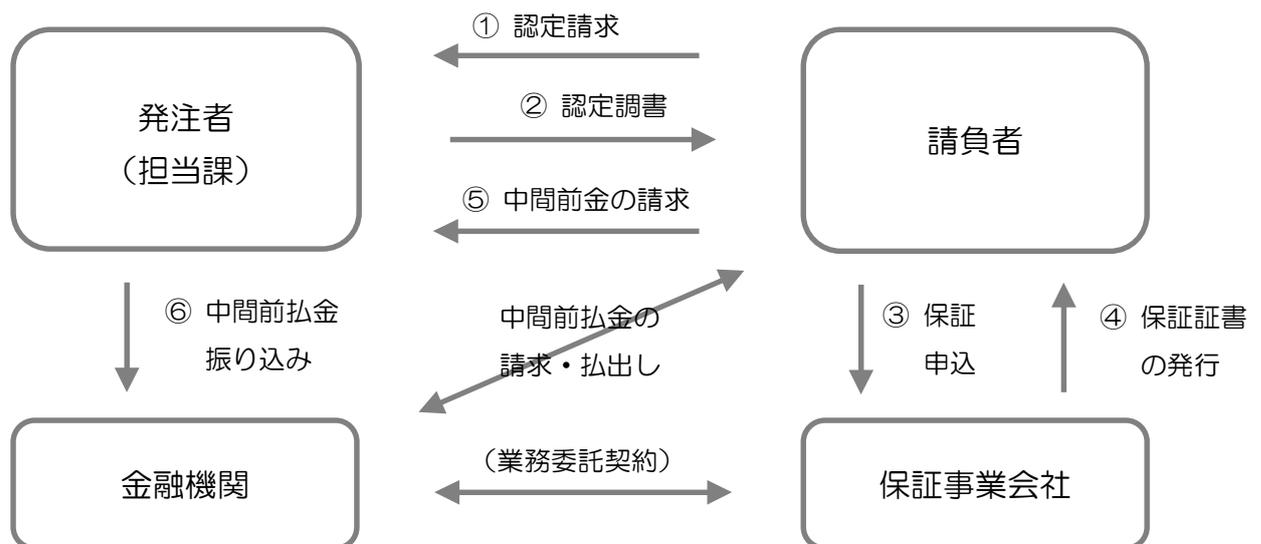
中間前金払の対象となる工事は、請負代金額が1,000万円以上、かつ、工期が120日以上 of 建設工事です。

3. 支払いの条件

中間前払金の支払いを受けるためには、前払金の支払いを受けており、次の条件を全て満たす必要があります。

- ① 工期の2分の1を経過している。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われている。
- ③ 既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

4. 手続きの流れ



5. 実施時期

令和4年4月1日以降に締結する新規契約から実施します。